

平成 21 年度神石高原町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び神石高原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年神石高原町条例第 29 号）第 4 条の規定に基づき、平成 21 年度の神石高原町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 21 年 11 月
神石高原町長 牧野雄光

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 人件費率 H19 年度
平成 20 年度	21.3.31 現在 11,308 人	千円 10,628,654	千円 363,058	千円 1,799,214	% 16.9	% 18.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

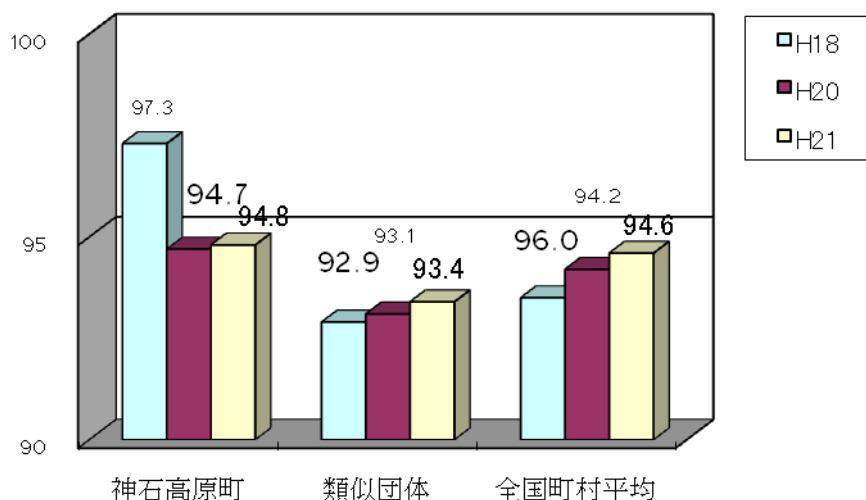
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平均一人当たり 給与費 H19 年度
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成 20 年度	人 182	千円 677,367	千円 79,605	千円 297,300	千円 1,054,272	千円 5,793	千円 5,891

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成 20 年 4 月 1 日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成 19 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 2 年間、1・2 級在職職員は 2%を、3・4 級在職、及び 5 級在職職員のうち管理職でない職員は 3%を、5・6 級在職職員で管理職の職員は 5%をそれぞれ給料から減額して支給しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H21年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神石高原町	43.0歳	322,500円	370,071円	346,975円
広島県	44.0歳	341,503円	412,029円	372,170円
国	41.5歳	325,521円	—	391,770円
類似団体	43.8歳	323,160円	364,136円	350,139円

②技能労務職

区分	公務員				民間(参考)		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する 職種	平均年齢	平均賃金 月額
神石高原町	51.3歳	345,600円	360,139円	351,088円	調理師	41.6歳	242,600円
広島県	50.7歳	336,551円	396,901円	354,816円			
国	49.2歳	285,548円	—	322,737円	—	—	—
類似団体	49.8歳	298,728円	321,945円	314,614円	調理師	43.7歳	228,800円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間の各データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータ(地域:広島県、職種:調理師)の値(H18~H20の3年間平均値)である。

4 技能労務職の職種と民間の対応する職種を比較するにあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致したものではない。

(2) 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区分		神石高原町	国
一般行政職	大学卒	169,101円 (172,200円)	172,200円
	高校卒	137,579円 (140,100円)	140,100円
技術労務職	大学卒	169,101円 (172,200円)	—
	高校卒	137,579円 (140,100円)	—

(注) 金額の下段()内の額は、平成21年4月1日から1年間実施している給与減額措置(初任の級は1.8%)前の額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年程度	経験年数 15 年程度	経験年数 20 年程度
一般行政職	大 学 卒	(経験年数 10.2 年) 251,360 円	(経験年数 15.5 年) 287,712 円	(経験年数 22.8 年) 363,042 円
	高 校 卒	(経験年数 10.11 年) 203,274 円	(経験年数 15.2 年) 258,747 円	(経験年数 20.2 年) 301,126 円

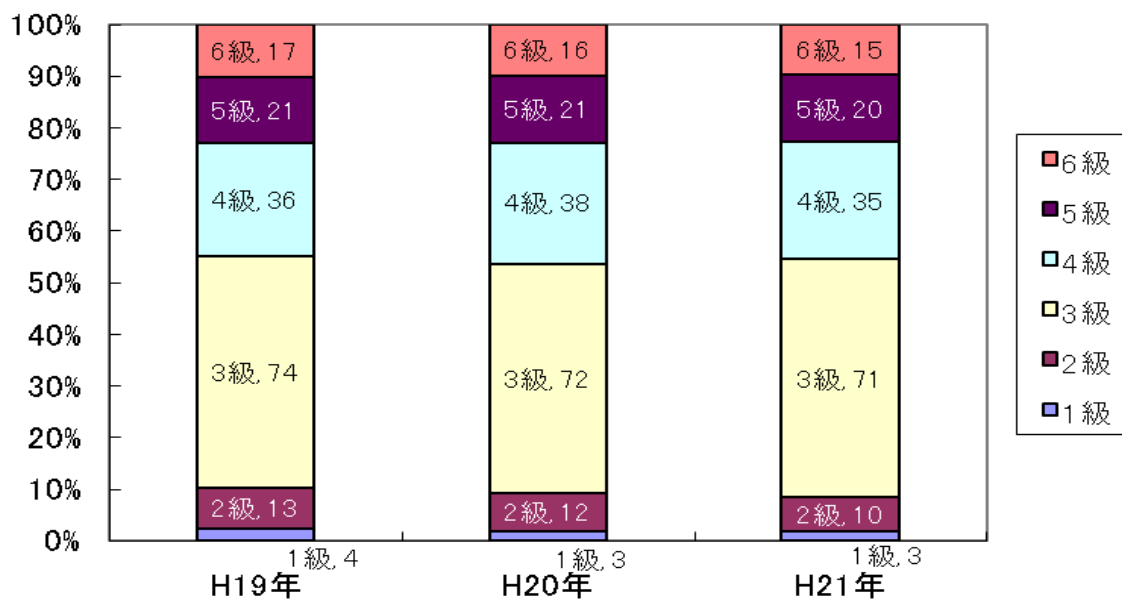
(注) 表内の金額は、給与減額措置後の額である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	主事・保健師・保育士・調理師	3 (-)	2.0
2 級	主任主事・主任技師・主任保健師 ・主任保育士・主任調理師	10 (-)	6.5
3 級	主任・主任保健師 ・主任保育士・主任調理師	71 (-)	46.1
4 級	係長・主査・保健師専門員 ・保育士専門員・調理師専門員	35 (-)	22.7
5 級	課長・課長補佐・所長	20 (-)	13.0
6 級	理事・支所長・課長・室長・局長・調整監	15 (-)	9.7

- (注) 1 神石高原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 () 内は、再任用短時間勤務職員数であり外書きである。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

なし

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神石高原町	国
1人当たり平均支給額 (20年度) 1,536千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(21年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

勤務日数により乗率の変更

(2) 退職手当 (平成21年4月1日現在)

神石高原町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 早期勸奨退職特別措置 2~20%加算 1人当たり平均支給額 (定年・勸奨) 23,574千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2~20%加算

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は, 前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給しておりません。

(4) 特殊勤務手当

支給しておりません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成 20 年度決算）	10,938 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度決算）	60 千円
支給実績（平成 19 年度決算）	17,991 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 19 年度決算）	93 千円

（注） 金額は、地方財政状況調査の数値である。

(6) その他の手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成 20 年度 決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （平成 20 年度 決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者以外の扶養親族 1 人（配偶者なし） 11,000 円 ・特定期間の加算 5,000 円 	同		22,104 千円	121,451 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅居住者（新築 5 年間） 2,500 円 ・借家，借間居住者（最高支給限度） 27,000 円 	同		4,932 千円	27,099 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者（運賃等相当額）限度額（基本）55,000 円 ・交通用具使用（通勤距離区分に応じ支給）1,700 円～27,000 円の加算 	異	通勤距離区分に応じ 2,000 円～24,500 円	22,841 千円	125,500 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・支所長，本庁課長，局長等 40,000 円 ・支所課長，所長等 30,000 円 	異	国に制度なし（国は特別調整額で支給）	12,600 千円	406,452 円
管理職特別勤務手当	緊急時等特別勤務 <ul style="list-style-type: none"> ・1 回 4,000 円 ・6 時間を越える 6,000 円 	異	国に制度なし	120 千円	3,871 円

（注） 職員 1 人当たりの数値は単純に職員数で乗じた数値（管理職手当，管理職特別勤務手当を除く）である。

5 特別職の報酬等の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	652,960 円 (742,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 798,000 円 / 385,000 円	
	副 町 長	585,900 円 (651,000 円)		
報 酬	議 長	300,000 円		
	副 議 長	245,000 円		
	議 員	225,000 円		
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(平成 21 年度支給割合) 3.3 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成 21 年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(算定方式) 給料月額×在職年数×乗率 乗率 町長 5.0 副町長 3.0	(1 期の手当額) 町長 14,840 千円 副町長 7,812 千円	(支給時期) 任期满了時 〃
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝48 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

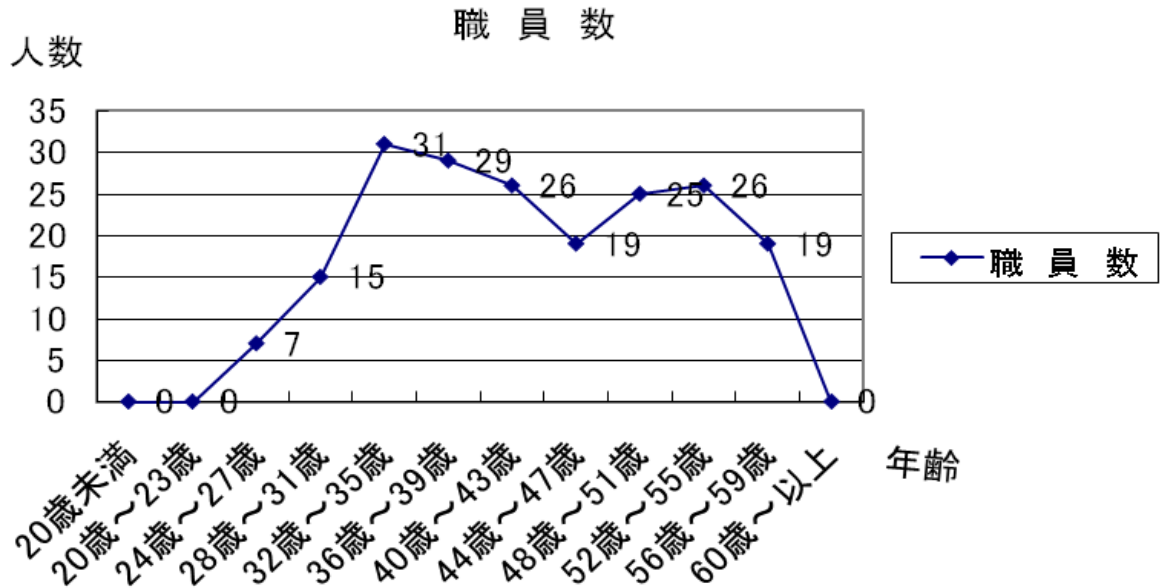
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成 20 年	平成 21 年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	165	164	▲1	<参考> 類似団体 113 人
	教育部門	23	18	▲5	
	消防部門	0	0	—	
	小 計	188	182	▲6	<参考> 類似団体 130 人 ※人口 1 万人当たりの職員数 115 人)
公 会 営 計 企 業 部 門 等	公営企業会計関係	4	3	▲1	
	その他事業関係	12	12	—	
	小 計	16	15	▲1	
合 計		204 [226]	197 [226]	▲7 [0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 公営企業等会計部門のその他事業関係の数值は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護サービス事業関係職員である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	7人	15人	31人	29人	26人	19人	25人	26人	19人	0人	197人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成21年4月1日における定員管理の数値目標（普通会計）

平成17年4月1日職員数	平成21年4月1日職員数	純減数	純減率
226人	197人	▲29人	▲12.8%

(参考) 神石高原町における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期(前期)	
平成17年4月1日	平成27年4月1日	1)前期（平成22年4月1日） 総職員数 187人 ▲39人, 17.2%の減 2)全計画期間（10年間）で類似団体の数値になるよう目標を設定 総職員数 156人 ▲70人, 31.0%の減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	計 平成 17 年～ 平成 21 年	(参考) 数値目標
		計画始期	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目		
一般行政	職員数	186	176	169	165	164	▲ 27 (81.8%)	176
	増 減	—	▲10	▲7	▲4	▲1		
教 育	職員数	23	21	24	23	18		
	増 減	—	▲2	3	▲1	▲5		
消 防	職員数	0	0	0	0	0		
	増 減	—	—	—	—	—		
公営企業 等 会 計	職員数	17	19	17	16	15	▲2 (33.3%)	11
	増 減	—	2	▲2	▲1	▲1		
計	職員数	226	216	210	204	197	▲ 29 (74.4%)	187
	増 減	—	▲10	▲6	▲6	▲7		

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成21年4月1日現在）

1週の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況（平成20年）※全職員

職員1人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数
7.2 時間

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成20年）※全職員

職員1人当たりの平均取得日数	取得率
11.7 日	58.5%

(注) 取得率＝平均取得日数÷20日

(4) 特別休暇等の概要（平成21年4月1日現在）

特別休暇とする場合	特別休暇の期間
(1) 職員が選挙権その他公民権としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(2) 職員が、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

<p>(3) 所轄庁の事務又は事業の運営上必要に基づく事務若しくは事業の全部若しくは一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(4) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(4)の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて町長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>一の年において5日の範囲内の期間</p>
<p>(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>町長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>(6) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>(7) 女子職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>(8) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回，妊娠満24週（第7月）から満35週（第9月末）までは2週間に1回，妊娠満36週（第10月）から出産までは1週間に1回，出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間</p>
<p>(9) 妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>

(10) 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
(11) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用とする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(12) 職員の扶養親族である満19歳未満の子の養育（学校行事・保護者会・予防接種等）又は看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間
(13) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における3日の範囲内の期間
(14) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(15) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後町長が定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
(16) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて4日の範囲内の期間
(17) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(19) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(20) その他町長が必要と認める場合	その都度必要と認められる期間

(5) 育児休業の取得状況（平成20年度）

育児休業取得者	部分休業取得者
5名	0名

(注) 取得者数は年度内に新規取得した数である。

8 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成20年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			1		1
職に必要な的確性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定めた事由による場合					0
計	0	0	1	0	1

(2) 懲戒処分者数（平成20年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な的確性を欠く場合					
計	0	0	0	0	0

9 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況（平成21年4月1日現在）

派遣形態根拠		法人名	派遣職員数(人)		
			役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第2条第1号				0
	一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号				0
	特別の法律で設立された法人 派遣法第2条第3号				0
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第2条第4号				0
	小 計		0	0	0
退職派遣	特定法人 派遣法第10条				0
合 計			0	0	0

(2) 営利企業等の従事許可の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	人(件)	備 考
許可人数 (または許可件数)	37名	自治振興会関係, JA, 共済等 37名

※地方公務員法第38条の規定によるもの。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

①研修に関する基本方針の策定

策定の有無	策定期期
有	平成21年4月

②研修の実施状況（平成19年度）

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修（指名研修）	2	4名	8名
特別研修（選択研修）	5	10名	10名
海外研修	0	0	0

（注） ひろしま自治人材開発機構等における研修の状況

(2) 勤務評定の状況（平成20年度）

策定の有無	導入時期	被評定者数
無	平成18年12月（試行）	12名

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成20年度）

区分	選任事業所数
総括安全衛生管理者	箇所
衛生管理者	1箇所
安全衛生推進者等	箇所
産業医	箇所
衛生委員会	1箇所

(2) 職員の福利厚生事業の状況（平成20年度）

事業名	事業内容
①職員の健康診断等	
短期人間ドック（県市町村職員共済組合）	1日または1泊2日ドック
定期総合検診	町が実施する総合検診を受診
②その他の事業等	
メンタルヘルス対策事業	講演会の開催 相談事業（県市町村職員共済組合）
職員互助会補助事業	県市町村職員共済互助会により実施
ライフプラン推進事業	相談事業（県市町村職員共済組合）

(3) 公務災害の認定状況（平成20年度）

区分	発生件数
公務災害	0件
通勤災害	0件
計	0件

12 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の事務の委託（平成20年度）

地方自治法第7条第4項の規定により県人事委員会に公平委員会の事務を委託しています。

(2) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況（平成20年度）

- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況
該当なし
- ② 不利益処分に関する不服申立ての状況
該当なし
- ③ その他
 - ・職員団体の登録の状況
登録団体名：自治労神石高原町職員労働組合
 - ・管理職員等の範囲の指定の状況

13 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業特別会計

(2) 農業集落排水事業特別会計

職員が特定されるおそれがあるため省略します。